

第十三回国会 衆議院 文部委員会 議録 第二十八号

(1060)

昭和二十七年六月六日(金曜日)

午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長 竹尾 式君

理事岡延右衛門君 理事若林 義孝君

理事小林 信一君 理事松本 七郎君

鹿野 彦吉君 小西 英雄君

岡谷 光衛君 長野 長廣君

水谷 昇君 井出一太郎君

坂本 泰良君 浦口 鉄男君

出席政府委員

文部政務次官 今村 忠助君

文部事務官(大臣 官房総務課長) 相良 惟一君

文部事務官(社 会教育局長) 寺中 作雄君

文部事務官(調 査普及局長) 久保田藤麿君

文部事務官 (管理局長) 近藤 直人君

委員外の出席者

文部事務官(管理 局著作権課長) 柴田小三郎君

文部事務官 法貴 次郎君

専門員 石井 昂君

専門員 横田重左衛門君

六月五日

委員稻葉修君及び小林信一君辭任につ

つき、その補欠として志賀健次郎君

及び船田亨二君が議長の名で委員

に選任された。

同日

小林信一君が理事に補欠當選した。

本日の會議に付した事件

理事の互選

図書館法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七九号)(參議院送付)

連合国及び連合国民の著作權の特例

に關する法律案(内閣提出第一四五

号)(參議院送付)

○竹尾委員長 これより會議を開きま

す。

まず理事の補欠選舉を行います。理

事小林信一君が去る五日委員を辭任さ

れ、再び委員に選任されましたので、

理事はその選舉の手續を省略し、委員

長より小林信一君を理事に指名いたし

たいと存じますが、御異議ございませ

んか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○竹尾委員長 御異議なしと、認め私

より小林信一君を理事に指名いたしま

す。

○小林(信)委員 議事進行について

いたくさん法案がたまつているのでご

ざいですが、おそろきようもお聞き

するところでは、委員長は図書館法の

一部を改正する法律案を上げるといふ

ふうなお話があるのですが、野党少し

といえども、やはりそれ／＼覚悟を持

つておりますので、なるべく理事會等

を、委員會が終了しましたらお集め願

ひまして、次の予定はこんなふうだ

と、あらかじめお話していただきます

と、今のところいろ／＼な法律がなか

な複雑になつておりますので、各党

ともその方が都合がいいのじやないか

と思ひます。今後なるべくそういふ

うに御善処願ひたいと思ひます。

それからもう一つの問題は、一昨日

提案されました教育委員會法等の一部

を改正する法律案ですが、そのとき

に、特別に委員長のおはからいで、こ

の法案に不備はないかというようなこ

とで、私、疑問の点を當局にお伺いし

たのです。しかし、當局の御見解も、

どうも私にはつきりしないのでありま

すが、なお研究いたしましたところ

で、私はなおここで委員長にも當局に

もお願ひをしたいことがあります。

第三

條は、特別法の附則第四項から第六項

を生きた形で「昭和二十七年」を「昭和

二十八年」に改める。」というふうに書

いてあるものであります。すでに五月

の十日をもつて、特別法の附則第四

項、第六項は死んでおるのであります

す。死んでおるものを、こややつて私

たちに審議をしろといつて上程される

ということは、私たち非常に困るわけ

ですが、委員長は、どういうお考えで

われ／＼委員會にこれを上程されてお

るのか。きようあたりの競争新聞等を

見まして、この特別法等の問題を、

社説で大きく取上げておるうちに、一

般には非常に問題を投げかけておるわ

けですが、委員會の面目からしまして

も、死んだものを生きたもののような

考えで上程されてこれを取扱つておる

というようなことは、非常に面目ない

ことでもあります。この点、委員長とし

ましては、どういうふうにお考えにな

つておられるか。それから當局におき

まして、そういうふうにならぬ形のも

のを、われ／＼がいかに議決したと

ころで、意味がないのであります。

から、どういふことを考えておられる

か、はつきりお伺ひしなければ、今後

私たちがこれをいたさなければ、研究

することもできないわけでありま

す。この際はつきりしていただいで、

そうしてほかの法案の審議に移るの

か、私たち委員としての態度と思ひ

であります。

○竹尾委員長 それでは、私から最初

に御答弁申し上げまして、足りないこ

ころは、當局から答弁していただきま

す。私の考えでは、法案は全体として

は生きておると思つております。この

中には、幾多の事項を含んでおります

から、当然その事項に対しては、審議

の対象となると私は思ひます。従いま

る、こやういふぐあいに私は考えま

す。第三條は、案文そのものとしては

死んでおりました。しかし、この事

柄をいかに今後処理するかということ

は、十分議題の内容になると考えてお

りますから、これは上程するのが当然

である、こやういふぐあいに私は考

えて上程したわけでありま

す。なお足りな

いところは、文部省から答弁を願

ひます。

○小林(信)委員 委員長の御答弁は、

まことに確信を持つた御答弁です。わ

れわれ委員としては、委員長を中心

に今日まで審議をして来たわけなんで、

従つて私は、委員長に対して敬意を拂

つておるものですが、ただいまの御答

弁は、委員をいささか侮辱しているよ

うな気がしてならないのであります。

○久保田政府委員 ただいま御質問の

点は、先般も申し上げましたように、

五月十日を境目にして、私どもの法案

の持ちます法律的效果が多少ずれたと

いうことは、私率直に認めなければな

らぬということをお申し上げました。五

月十日以前であれば、現在に生きてお

る団体がそのまま継続するという法律

効果の部分が、非常にはつきりいたし

ます。五月十日を過ぎた後であれば、

現在の団体においては意味をなさなく

なりますが、今後そういう団体をどう

いう形でつくつて行くか、またつくる

方法があるかというやうな問題に對し

て、この法律效果が非常にはつきり浮

び上つて来る。従つて、五月十日を境

目にして、私どものねらつた法律の効

果がさういふ意味においてずれるとい

う差はございしますが、法案そのもの

の持つ法律的效果という意味において

は、あとで申しました方の部分が強く

なる、さういふ限度においてかわつて

来るだけであつて、法案そのものの効

果としてはかわつて来ないので、こや

うの見解で申し上げておるのでありま

す。

○小林(信)委員 委員長の御答弁は、

まことに確信を持つた御答弁です。わ

れわれ委員としては、委員長を中心

に今日まで審議をして来たわけなんで、

従つて私は、委員長に対して敬意を拂

つておるものですが、ただいまの御答

弁は、委員をいささか侮辱しているよ

うな気がしてならないのであります。

○久保田政府委員 ただいま御質問の

点は、先般も申し上げましたように、

五月十日を境目にして、私どもの法案

の持ちます法律的效果が多少ずれたと

いうことは、私率直に認めなければな

らぬということをお申し上げました。五

月十日以前であれば、現在に生きてお

る団体がそのまま継続するという法律

効果の部分が、非常にはつきりいたし

ます。五月十日を過ぎた後であれば、

現在の団体においては意味をなさなく

なりますが、今後そういう団体をどう

いう形でつくつて行くか、またつくる

方法があるかというやうな問題に對し

て、この法律效果が非常にはつきり浮

び上つて来る。従つて、五月十日を境

目にして、私どものねらつた法律の効

果がさういふ意味においてずれるとい

う差はございしますが、法案そのもの

の持つ法律的效果という意味において

は、あとで申しました方の部分が強く

なる、さういふ限度においてかわつて

来るだけであつて、法案そのものの効

果としてはかわつて来ないので、こや

うの見解で申し上げておるのでありま

議院にまわつて参りましたのは、その問題になる五月十日以前であります。五月十日を過ぎたらどういふふうになるかということは、委員長も十分御存じだと思ふ。その重大な責任を、委員長は果しておらない。われ／＼委員に對して、非常に無責任な行為をしておられる。そういうことを自分が御自覺なさつておりながら、あえて、何らさしつかえないと言ふ。こういう不備なものであつても、他は生きているのである、しかも、この不備なものを審議している間に、何かそこに結論が出て来るだろう、こういうふうなことを今おつしやつたのですが、それで委員長としての責任が、はたしてわれ／＼委員に對してとられているかどうか、私は非常に遺憾に思ふ。また政府当局におきましても、そうです。これを審議するにしている過程において、それが不備であれば、その意圖に沿つて何らか考究されるだろうというふうなお考えであります。が、要するに、これは絶対多數をうしるに背負つたところの政府の、國民に對する不誠意不忠實きわまる答弁だと思ふ。今、この法案を中心にして、地方においてはどんな紛糾が起きておるか、文部当局としても、相當事情を御調査なさつておると思ふ。文部當局も相當狼狽して、各地方に對していろいろ／＼な仕事をされていることも私は知つてゐる。であつたら、もつと誠意を持つてこの法案に對して當つて来るべきだと思ふ。ただいまのような政府の御意見、また委員長としての御態度はまことに遺憾である。この委員会は普通の委員会と違ひましてわれ／＼がこの法律を審議することによつてで、きて来るものとはちかとして、その

審議の態度というものが、教育に対して大きな影響を持つて来るのじやないかと思う。それが死文化しているものを、何らかの理由で今日まで遷延しているものを、その期日を選選して無効の状態に陥れているようなものを、あえて上程して、これに対して何ら責任を感じていない、そういうようなことで出て来る法律が、はたして日本の教育再建に役立つかどうか。こういう意味において私は委員長に責任を問ひ、文部当局の責任を問ひたいであります。私たちがこれかいかなる法律を審議しようとも、そうした不明朗な、奇怪な態度でもつて法律を審議することとが、はたして教育的な責任を感じられるかどうか、この点委員長に再度御答弁願ひたいと思います。さらに文部当局からも、次官がおいでになるのだから、このことに對しまして、どういうふうにお考えになつておられるか、もう少し事態の内容をお聞きしたい。私は、決して職員団体に對して、果單位を要望するというような簡單なものでもない。職員団体は、かえつてこの不誠意きまるところの処置に對して、激昂して、町村單位でよろしい、連合体をもつて、必ずその報復的な報復というのは、單なる恨みでなく、教育行政を混亂させ、破壊するところの一つの力に對して、斷固反對して行く、こういう決意は當然私はとられると思う。あえて政府が事案を云々というようなことを言いますが、政府みづからして、あるいは政府と一緒にするところの与党みづからが、事案を乱しておると、私はこういいたいです。教育者としてとかくの批判があるならば、その批判は、その責任におきまし

て、正当な機関を通してやるべきなん
だ。こういう法律を、不快きわまる不
明朗な処置によつて混乱させて、あま
り彼らの反感を買うというようなこと
が、今日の文化国家の行き方として、
当然の行き方かどうか。この点、次官
に対して、明確な答弁を私はお願いい
たします。

○岡(延)委員 関連して……。実はただいまの委員長の宣言は、図書館法の一部を改正する法律案、これを議題に供した。ところが、この法案について、この法案をいかにして行くかということとであるならば、議事進行ということと

が初めて許されてしかるべきものだと
思う。しかるに、議事進行に名をかり
て、すべての法案に対して発言をする
ということは、国会運営のルールに反
しておると思う。でありますから、こ

の図書館法の一部を改正する法律案が、現在議題になつておるのだから、そのことについてどうするか、運営が悪いんじゃないかということならば、初めて小林さんの発言が成り立つと思う。

ころか、小林さんののは、主として教育委員会の特例法ですか、この問題である。だから、これはその問題が議題になつたときでよろしいと私は思う。

○松本(七)委員 岡さんに関連し

て……。今の岡さんの発言は、図書館法をやつておるからと言われますが、これはやつぱり運営の問題で、小林さんは発言されているわけです。

○岡(延)委員　運営の意味ならいいけ

れども、質疑をどん／＼やるといふことはどうか。

○松本(七)委員 運営全体についてであるから、今委員長が何を宣言されたかは別として、先に運営についての發

言というものは許されてしかるべきだ
と思う。委員会法だけにとどまつてお
るわけじゃないのです。たま／＼運営
について委員会法が問題になつたとい
うだけのことで、いづれ委員会法が審
議されるときには、この問題はさらに
論ぜられますから、運営については、
やはり当然委員長が答弁されなければ
ならぬと思う。

○岡(延)委員 委員長として、運営のことについて答弁されることは当然だけれども、それにこそ寄せて、内容に就いて政府当局に軒並に質疑をすること、これは、ルールに反する。

○松本(七)委員　その点はわかりま
す。そこで、当然小林さんの質問に、
委員長は答えていただかなければなら
ないのです。それは結局運営の問題で
す。

○岡(延)委員 運営の問題——それではよろしい。

○松本(七)委員 大臣が提案理由の説
明をやつて、審議中に期限が切れると
いうようなことは、あり得るわけです

けれども、こういう重要なすれ／＼の法案が、すでに参議院からこつちへまわつて来ておりながら、期限が切れるまで、提案理由の説明をせすにはうつつおいたといふところに問題がある。

その運営の仕方、小林さんは委員長に聞いておられる。その点委員長は、はつきり、釈明されてしかるべきだと思います。

○岡(延)委員 それならばよろしいの

ですが……。

○竹尾委員長　それではお答え申し上げますが、この法案の上程がたいへん遅れましたことについては、まことに申譯もございませんし、その点につい

ては、遺憾と存じております。こう遅れましたことについては、これはいろいろの事情がございまして、私といったしましては、できるだけそれらの事情を解決して、早く上程いたしたいと思つて、私自身としては、実に苦心を續けて参つたのでございます。しかし、今日まで遅れまして、まことに申譯ないと思つておりますけれども、御説の通

り、非常に重大な法案でございますから、これは松本委員さんからも御注意がございましたし、私自身もそう感じておりますので、できるだけ委員会での回数をふやしまして、慎重審議を続け

たい、こういうぐあいに考えておる次第でございます。

○小林(信)委員　私も委員長の胸中を察しないものでもありません。しかし私はこの点につきまして、委員長に二

度も発言停止を食っております。その間文部当局の態度も非常に不愉快なものを感じておるわけです。それは何かという、やはり委員長としての責任もあり、われ／＼委員としての責任も

あるからお願ひしたのでありますが、しかし今の委員長のお言葉では、私は納得できない。というのは、委員長がそれだけ努力されて、この法案の提出を運んでいただいたとするならば、も

うすでにこの内容が意味がないのであ
るから、なるべくこれを生きるよう
に——たといそれが否決されようが賛
成されようが、生きるように御処置な
さつて提案の運びに至るのが、委員長

としての誠意じやないかと私は思うのです。従つて、自由党の委員もたくさんあるのですから、その方たちにお願ひして、その箇所は撤回するなり、あるいは他の議員立法の方法なりでされ

て行くべきものだと思う。ただ漫然と
 こういう法案を上げるといっては、
 私は委員長になぜそういう処置をと
 られたのか。なお今後委員長とし
 ては、これをどういうふうに進んで行
 くつもりかとお聞きしたのでありま
 す、私の想像するところ、こんなもの
 を出して、もう意味がないのだから、
 おそらくこんなものは流してしま
 うのだ、体裁だけ上程してつくりの
 というふうには、私には考えられな
 いが、委員長としてのこれに対する腹
 を、率直に私はお伺いしておきます。
 ○竹尾委員長 お答え申し上げます。
 小林委員から、この件で私が二度発言
 を停止したというふうなお話でござい
 ましたが、一回はたしか前々会だつた
 かと思いますが、この内容を私実はは
 つきり存じませんのと、ちようどあの
 ときは、この委員会でございした
 か、一時から会議がありまして、小林
 委員からの御質問の時間が一時三十何
 分かと記憶しております。その前に、
 実はこのうけであるからというこ
 とを個人的にちよつとお願ひしてい
 たら、小林委員さんに御了解を得てお
 いたでございまして、廊下では運輸
 委員長を初め委員の人が参到いたしま
 して、早くしろと申して、どうも
 しかたがなかつた。そういう事情で
 ございまして、残念ながら次会に議つて
 いただき、こう申し上げたわけ
 であつて、決して故意に発言を中止した
 というふうな気持ちでは全然なかつたの
 でございまして、この際、もしそう
 いう誤解がございしたら、そういう
 わけでなかつたのだということを、ど
 うぞ御了承願ひしたいと思います。
 なお、今後の処置をどうするかとい

うお尋ねてございしますが、私は誠心誠
 意、この法案に対して審議を続けたい
 と思つております。そこでこの処置の
 方法それ自体が議題になるのでござい
 ますから、その点につきましては、私
 の意見というものでなく、皆さんの意
 見の結集ということをお願いいたしま
 すし、またそれに対する御意見自体が
 議題の内容になりますから、皆さんに
 おきまして、十分ひとつ御審議を願
 いたい、こういうぐあいに私は考へて
 おります。それで会期も切迫
 しておりますから、毎日でもけつこう
 であります。一日おきでもけつこうで
 ございまして、委員会の回数をふや
 しまして、十分皆様方に御討議を願
 いたい、こういうぐあいに考へておりま
 す。
 ○小林(信)委員 いろいろ御弁解があ
 ったのですが、私一番お聞きしたいの
 は、委員長が今のような誠意を持つた
 らば、これまででも、この審議の過程
 において、委員の中から何か意見が出
 て来て、これがどうにかなるだろうと
 いうふうなことで、きようまで一箇月
 も遷延して、一つの法律を死文化して
 しまふようなことがあつてはならない
 のであつて、この委員会は、おそらく
 心ある国民からは、非常な批判を受け
 るのが当然だと私は思ふのです。そう
 いう各委員の立場を考へてみますとき
 に、委員長は、これまた漫然と、審議
 の過程において何か結論が出て来るだ
 ろうというふうなことで、非常に遺憾
 なんです。それで、できるなら、委
 員長としてその責任を感じて、具体的
 な方法をここでお示しになつて、ある
 いは先ほど私が申しましたように、議
 員立法の形なら形を出していただい

て、そして皆さんに審議していただく
 というふうな態度がとられること
 を、私はこの重大責任をとつておられ
 る文部委員長としての責任だと思つて
 います。今の御答弁では、私はこれか
 らいかなる法律を審議しても、ほんとう
 にさつぱりした気持ちで審議して行くこ
 とができない。できるなら、委員長に
 この際これ以外の法案の審議は一応さ
 しいおいて、そしてこの教育委員会法等
 の一部を改正する法律案というものを
 を、全員納得してこれから審議でき
 る。私は賛成、反対というようにな
 とは別問題として、真剣に審議できる
 という態度に置いていただいて、これ
 からの法案審議に當つていただきたい
 ということを、委員長に要望できるの
 じやないか、委員長はまたその責任を
 果すべき今までの経緯があるのじやな
 いかと私は思ふのですが、委員長いか
 がですか。
 ○竹尾委員長 お答え申し上げます。
 小林委員の御意見は、御意見として十
 分承りまして、できるだけ御意見に沿
 うような気持ちで審議を進めたいと私自
 身は思つております。なお理事会もご
 ざいますし、また全体にお諮りするこ
 ともできますから、皆様の御意見を十
 分しんじやくいたしまして、なお小林
 委員の御意見をもしんじやくして、で
 きるだけ誠意を持つて、この法案の審
 議に當りたいと思つております。
 ○小林(信)委員 委員長は、理事会と
 いうことを言われたのですが、今まで
 理事会を何回お聞きになつたか、御存
 じですか。實際運営にあたりまして、
 もし理事会等を委員長の熱意でたびた
 び開かれるならば、こういう問題はな
 かつたと私は思ふ。ところが、委員長

におかれては、理事会を開いて、腹藏
 ない意見をわれ／＼から聴取すること
 を、非常に危険に感じておるのじやな
 いかと思ふ。やはり委員長としては、
 一党に属しておつても、こういう重大
 な責任にある以上は、もつと党派にこ
 だわらない態度で進んでいただきたい
 と思ふ。そういう御熱意と決断があつ
 てこそ、出て来る法律が、日本再建の
 ための教育立法になるのじやないかと
 私は思ふ。いたずらに政党にこだわつ
 て不明朗な法律をつくらつて、それ
 は意味がないと思ふ。おそらくこの教
 育委員会法等の一部改正の問題、ある
 いは国庫負担法等の問題が出て参りま
 しても、不明朗な審議において出たも
 のは、国民が相当批判して参ると思
 う。そういう意味から、私は委員長
 に、理事会等をもつたたび／＼開いて
 いただきたい、そしてその運営にあた
 つて万全を期していただきたい。な
 お、私が先ほど要望しましたように、
 教育委員会法等の一部を改正する法律
 案に対して、何らかの腹案を持つ
 ていただいて、爾後の法案審議に當る
 決意はないかどうか、もう一ぺんお伺
 いいたします。
 ○竹尾委員長 お答えいたします。腹
 案を持つておるかというお尋ねでござ
 います。必要とあれば腹案をつくり
 ますし、またこうしなければならぬと
 いうことがわかりましたら、そういう
 しますし、お話の通り、十分決断を持
 ちましてこの審議に當りたいと思つて
 おります。
 ○小林(信)委員 委員長には、もうお
 伺ひいたしません。先ほど私は、次官
 の御意見を承りたかつたのですが、こ
 の教育委員会法等の一部改正の中で、

第三條がかかる状態になつておること
 について、次官としてはどう御意
 見を持つておられるか。(それは議事
 進行からははずれてゐる)と(呼ぶ者あり)
 いや、これに対して委員長に要望する
 なり、委員の方たちに要望するなり、
 善処しなければならぬ責任があるわけ
 です。そういうことは、次官としては
 なさつておられるかどうか、お伺ひ
 いたします。
 (それは誠意の問題だ、形式の間
 開じやない)と(呼ぶ者あり)
 ○松本(七)委員 今に關連して、
 結局どういふことになるのです。小林
 委員の発言は、議事進行をするにつ
 て、そういうふうな不備なものが出て
 来ておるから、一応ほかのものの審議
 をとどめてでも、この運営をこのまま
 やることがいいかどうかということに
 対する質問です。それで委員長に小林
 さんが伺つておられる何らかの腹案
 があるかというところは、聞いておる
 と、具体的に言えば、政府の出して来
 たものを、中に期日の過ぎたものもあ
 るからといって、委員長がかつてにか
 えて出して来るわけにも行かないの
 で、問題はこの原案が撤回されて、そ
 してかわりのものを何らか出すように
 する運びを委員長がするか、こういう
 ことになつて来るだろうと思ひます。
 そこで、政府とも關係して来るので、
 政府はそういう撤回する意思があるか
 ということになるわけではないかと思
 う。その關係だと思ひます。
 ○竹尾委員長 それでは今村政務次
 官。――答弁ないやうです。
 ○小林(信)委員 これもやはり議事進
 行なんです、今の今村政務次官の態
 度を、委員長は了承しますか。委員の

発言に対して、そんなのは議事進行の部類じゃないと、傲然たる態度をとつてそこにすわられることが、政府の態度ですか。それを委員長承知しますか。

○政務次官も国会議員だ。と呼ぶ者あり。国会議員であらうと、そういう態度をとつておつたら、審議はできないじゃないですか。やはり政府は政府としての態度をとるべきだ。政務次官がそういう発言をしたことに対して、委員長はどういう態度をとりますか。

○委員(信)委員長の問題なんだ。委員長、どうですか、あの態度でいいと思いますか。そこが、私の委員長は超党派の立場で毅然たれと言ふところなんです。

○岡(延)委員 私は先ほども申したのですが、委員会というものは、もう少し国会法のルールの上に立つて運営していただきたい。要するに、議事進行というところであれば、いかなる法律案について、いかなる内容にわたる質問をしてもよろしいということでは、このルールは根本的にこわされてしまふ、私は数年前議院運営にいたので、こういう点は特にほかの人にもやかしう言っているが、こういうことを文部委員会でも平気でやることは、われわれとしては……。(それは別問題だ)と呼ぶ者あり。私の言ふのは、形式や内容の問題じゃない。そういうでたためのことをやっていると、国会にはルールも何もなくなることになる。断固として、そういうことは破砕しなくてはならぬ。そういうルールをこわすことは絶対いかぬ。

○小林(信)委員 ルールといつて……。

○岡(延)委員 君はルールを無視するの。か。そんなら国会議員をやめてしまえ。

○小林(信)委員 自由党は、このルールをたてておつて、多数で押し切ろうとしていてじゃないか。そういうように審議をためらふに、押しつけたようなことは、国民がそれを許すはずはないじゃないか。

○岡(延)委員 国会議員というものは、ルールというのに対して忠実でなければならぬ。あなたは、多数で押すとか何とか言うけれども、多数というものが議院政治の根本なんだ。あなたは、最初それくらいのことば勉強して、国会に出て来たらんやうと思ふ。

○竹尾委員長 ただいまいろいろなことがございましたが、議事進行の範囲をちよつと越えておるようになっていますから、この法案に対しては……(発言する者あり)御静粛に願います。この法案がかつたときに、御質疑を願いたいと思います。質疑はこの程度でとめておきたいと思ひますがいかがでございますか。

○竹尾委員長 速記をとめてください。
〔速記中止〕

○竹尾委員長 速記を始めてください。

○竹尾委員長 次に、図書館法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案は、すでに前会までに質疑もほとんど終了しておると存じますが、なお御質疑がございましたら、この際お

許いたします。御質疑がないようでありますから、本案に対する質疑を終了するに御異議ございませんか。

○竹尾委員長 御異議なしと認めます。よつて本案に対する質疑はこれにて終了したに決しました。

○竹尾委員長 御異議なしと認め、その他発言する者あり。

○竹尾委員長 御静粛に願います。次に本案に対する討論はこれを省略し、ただちに採決に入りたいと存じますが、討論を省略するに御異議ございませんか。

○竹尾委員長 御異議なしと認め、その他発言する者あり。

○岡(延)委員 議事進行に關して……これは私は絶対ルールを逸脱しません。純然たる議事進行です。と申しますのは、今雑音ではありますけれども、ある委員から、ルールという点が出されております。雑音だから無視してよろしいのですが、御承知の通り、あらゆる委員会、あるいは本会議等におきましても、慣例がございまして、厳密にいえば定足を欠いておることはございますが、それをやっておるものであります。これは決しておもしろいことではありません。理想ではございませんでしよろけれども、しかしこれは一つの慣例法と申しまして、イギリス等におきましては、慣例法の方が明文に優先するという運営法でございます。また事実わが国の国会においても、それが慣行されておるの

でありまして、どうかひとつそういう意味において、あるいは厳密に申しますと、定足を欠いておるかもしれせんけれども、慣例に従ひまして運用せられんことを希望いたします。

○竹尾委員長 御異議なしと認め、その他発言する者あり。

○竹尾委員長 速記をとめてください。
〔速記中止〕

○竹尾委員長 速記を始めてください。それでは定足数に關して、御異議も正式にないようでございますから、慣例に従ひまして、これより採決いたします。

○竹尾委員長 速記をとめてください。
〔速記中止〕

○竹尾委員長 速記を始めてください。それでは定足数に關して、御異議も正式にないようでございますから、慣例に従ひまして、これより採決いたします。

○浦口委員 この連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律案は、対象とするところが非常に狭いような感

じが一応するのでありますが、しかし、この法律案の骨子が、平和條約第十五條(C)項を具体化したという意味において、すなわち平和條約を法律化するという意味においては、戦後重大な意義を持った法律でありますので、その影響するところが非常に大きいと思ひます。この法律案の内容について、具体的には逐次質問を申し上げたいと思ひますが、一括して考えてみますと、この法律案全体の感じが、国際法の根本解釈による、いわゆる国際間の信義上の問題にも、非常に疑義があるような感じがいたすのであります。また具体的な例をあげてみまして、占領下の文部次官及び局長通達によつて、いわゆる五十年フィクショナル——このフィクショナルに基く私契約が現在もまだ生きておるわけでありますが、それによつて、今後やはり紛争が起る可能性も多分にあるように感じられます。すなわち根本的にいつて、国際法上の根本原則に基く国際信義に対する疑義、なお具体的な私契約に基くトラブルというふうなものが、行く／＼は国際司法裁判に訴えなければならぬ場合も出て来るような疑義が、多分にある法律案であるというところを、われ／＼は遺憾ながら感ぜざるを得ないのであります。そこで、そうした意味合いにおいて、この法律案は、非常に複雑な内容を持つた法律案でありますとともに、そうした対外的影響の強い法律案でありますので、われ／＼は十分に検討してみることが必要である、こう思ふわけでありまして、そこで、具体的に逐條客弁をいたしたいことがたくさんあるのでありますが、まず劈頭、文部当局といたしま

してこの法律案を出すに際しましては、できれば平和條約発効の時までにこれを成立させたかつた、こういう御意向のあることも承つておりますし、なおまた、当然と思つておりますが、参議院は通過しておりますが、まだ本院において審議中であるということも事実であります。そこで伺いたいことは、現在この法律案が成立していないことによつて、どんな不利益があるか、またこの法律案が通過しないことによつて、不利益が現に起りつつあるか、またそうしたことに對して、この法律案を一日も早く通過させてほしいという何か輿論が強く起きつつあるか、この点について、まず当局の答弁を承りたいと思つております。

○近藤(直)政府委員 答へたいいたします。この連合国及び連合国民の著作權の特例に関する法律案は、すでに提案理由のうちに、大臣から御説明があつたのでありますが、要するに、対日平和條約第十五條(C)の規定を敷衍いたしたものでございまして、もちろん対日平和條約そのものによりましてこの法律の趣旨は盡されておるわけでございますが、この條約そのものでは、一般國民の理解に十分な点がございます。まして、また實際実施上の面におきまして十分盡さない点もございます。たとえば、第三者に對する對抗要件という点につきましては、何らこれには対日平和條約第十五條では触れておりません。かような意味におきまして、この條約の十分盡さない点を補足をして、さらにまた條約の趣旨を十分に國民に理解させるといふような意味において、この法律案が必要とされたのでございます。法律案が今日まで確

定いたしましたために、どのような不便があつたかという御質問であります。ただいま申し上げましたような趣旨でございますので、やはりこの法律案があらまないと、國民が理解に十分であるという点、問題にならうかと考えております。

○浦口委員 ただいま、本法案がでないことによつて、現在非常な困難が事實生じておるとのことでは、どうもないという御答弁のように感じられます。しかし、今の答弁をもつて、だからこの法律案はいらぬじやないか、こういう結論を出すつもりはありますか、一応その点はその点で承つておきます。時間もありませんし、実は本日この委員会があると思ひなかつたものでありますから、問題を整理いたしておきまふので、一応今整理のついた点だけを御質問申し上げて、また次会に保留しておきたいと思ひます。

○柴田説明員 答へたいします。占領中におけるいわゆるGHQの管理政策に對する法的措置は、この法案の中に盛り込んで、この法案は十五條の(C)だけに限つて立案し、GHQの政策については、具体的に行政的措置をもつて解決して行きたいと考えております。

○浦口委員 ちよつと答弁がはつきりしないのでありますが、もう一度確かめておきたいのであります。今申し上げたように、連合国及び連合国民の著作權について、なるべくこれを有利に扱つてあげたいということ、その結果受ける日本人の利益もなるべく多く確保したいという、この両者が當然一致した法律案であることが理想だと私は思ひます。ですから、そういう点について、具体的にどういうふうな、文部省は立案にあつて考えられたか、その点をお尋ねいたします。

○法費説明員 今の浦口先生の御質問の点でございますが、戦時中の契約、これは日本に對する著作權政策を極東委員会が決定したものであります。それで、占領期間中における外国著作權の範囲、それからその保護の内容といふふりなものは、極東委員会が政策決定をしながらために、メモランダムとか、ディレクティブとかいふものを、最高司令官といふことも、外国著作權の範囲、内容については、スキヤツピンを出すことができなかった。それで暫定的に司令部の一つの機関として、民間情報教育局が行政措置をやつたわけですが、民間情報教育局と申しまつたのは、用紙の割當の監督機関としてありましたが、雑誌にしろ書籍にしろ、翻訳関係のものは全部民間情報教育局の手に入つた。それと著作權の問題とを、両方総合的に扱つたわけですから、従いまして、占領期間中に、一般的に外國著作權は死後五十年であるとか、翻訳權についても死後五十年である

○浦口委員 その点はわかるのです。連合国及び連合国民の有する著作權と、日本人の有する外國において使われている著作權、その二つの問題は私にはわかる。ただ連合国及び連合国民の有する著作權並びにこれに関連する翻訳權を使用する日本人の出版者あるいは翻訳者その他の利益を、どの程度まで確保されるように努力をされたか、その点です。

と云ふようなことは、總司令部の民間情報教育局が管轄したと考へられる、外國の文化を日本へ導入するといふ、民間情報教育局の権限に属した行政措置と表裏をなした事実上の行政であつて、日本の法規ではなかつた。従つて、文部次官通牒であるとか、局長通牒といふのは、何れも日本の法規としてこういう規則があるぞということを通達したのではございませぬので、ただ司令部が外國著作權については、こゝういふような取扱ひをしてゐる、日本著作權法上の保護の内容、つまり死後三十年といふことは、外國著作權に与えなければならぬ。しかし、それを越える限度といふことは日本政府は知らない。それを死後五十年と死後三十年との間、具体的に著作物に應じてどう決定するかは、司令部が決定して、司令部が民間に對する直接管理をしておられますよ、そういう事実がありますよといふことを通達しただけであります。次官通牒、局長通牒の趣旨は、そういうところにあつたのでございします。従いまして、そういう翻譯物、外國著作權に關することは、CIEが許可をしないといふ状況になつていたので、またその外國人との契約書を提示しないといふ、司令部は許可しないといふ事実上の状態であつた。しかし、司令部自身が、外國著作權の内容及び範圍はこゝういふ程度として扱つてゐることは、何ら法的に發表してゐないのでございします。死後五十年といふながら、翻譯權

○近藤(直)政府委員 根本の趣旨は、要するにこの法律は、日本國民の義務のみを規定して、同時に、日本人の權利の主張がないじやないかということではないかと考へるのであります。この法律は、御説のように、主として日本人の義務を規定したのでございします。しかしその日本人の將來におきまする權利の主張と申しますか、日本人が有利に著作權の主張をするという面におきましては、これは平和條約のたしか十四條と思ひますが、この十四條の規定に基きまして、將來各相手國と個々の條約によりまして日本の主張を有利に展開するといふ以外に方法はないと考へます。またこの十四條の規定によりまして、連合国はその各國の國內事情の許す限りにおきまして、日

そこで、第二段にお伺ひしたいことは、この法律案によつて、連合国及び連合国民の著作權は、これは國際間の信義から申しましても、なるべく有利に保護、解釈しよう、こゝういふことは當然と思つてあります。ところが、その反面、またさういふことによつて生ずる日本人の利益をなるべく多く確保しよう。ことに占領下、戦時中に受けた日本人の不利な條件は、この立法によつて権力これを是正して行こうといふことは、私當然と思つてあります。その両者の調整を、文部省は一体どういふ点で具体的にこの法律案に盛り込んでおるか、これをまず承りたい。

○近藤(直)政府委員 根本の趣旨は、要するにこの法律は、日本國民の義務のみを規定して、同時に、日本人の權利の主張がないじやないかということではないかと考へるのであります。この法律は、御説のように、主として日本人の義務を規定したのでございします。しかしその日本人の將來におきまする權利の主張と申しますか、日本人が有利に著作權の主張をするという面におきましては、これは平和條約のたしか十四條と思ひますが、この十四條の規定に基きまして、將來各相手國と個々の條約によりまして日本の主張を有利に展開するといふ以外に方法はないと考へます。またこの十四條の規定によりまして、連合国はその各國の國內事情の許す限りにおきまして、日

と云ふようなことは、總司令部の民間情報教育局が管轄したと考へられる、外國の文化を日本へ導入するといふ、民間情報教育局の権限に属した行政措置と表裏をなした事実上の行政であつて、日本の法規ではなかつた。従つて、文部次官通牒であるとか、局長通牒といふのは、何れも日本の法規としてこういう規則があるぞということを通達したのではございませぬので、ただ司令部が外國著作權については、こゝういふような取扱ひをしてゐる、日本著作權法上の保護の内容、つまり死後三十年といふことは、外國著作權に与えなければならぬ。しかし、それを越える限度といふことは日本政府は知らない。それを死後五十年と死後三十年との間、具体的に著作物に應じてどう決定するかは、司令部が決定して、司令部が民間に對する直接管理をしておられますよ、そういう事実がありますよといふことを通達しただけであります。次官通牒、局長通牒の趣旨は、そういうところにあつたのでございします。従いまして、そういう翻譯物、外國著作權に關することは、CIEが許可をしないといふ状況になつていたので、またその外國人との契約書を提示しないといふ、司令部は許可しないといふ事実上の状態であつた。しかし、司令部自身が、外國著作權の内容及び範圍はこゝういふ程度として扱つてゐることは、何ら法的に發表してゐないのでございします。死後五十年といふながら、翻譯權

と云ふようなことは、總司令部の民間情報教育局が管轄したと考へられる、外國の文化を日本へ導入するといふ、民間情報教育局の権限に属した行政措置と表裏をなした事実上の行政であつて、日本の法規ではなかつた。従つて、文部次官通牒であるとか、局長通牒といふのは、何れも日本の法規としてこういう規則があるぞということを通達したのではございませぬので、ただ司令部が外國著作權については、こゝういふような取扱ひをしてゐる、日本著作權法上の保護の内容、つまり死後三十年といふことは、外國著作權に与えなければならぬ。しかし、それを越える限度といふことは日本政府は知らない。それを死後五十年と死後三十年との間、具体的に著作物に應じてどう決定するかは、司令部が決定して、司令部が民間に對する直接管理をしておられますよ、そういう事実がありますよといふことを通達しただけであります。次官通牒、局長通牒の趣旨は、そういうところにあつたのでございします。従いまして、そういう翻譯物、外國著作權に關することは、CIEが許可をしないといふ状況になつていたので、またその外國人との契約書を提示しないといふ、司令部は許可しないといふ事実上の状態であつた。しかし、司令部自身が、外國著作權の内容及び範圍はこゝういふ程度として扱つてゐることは、何ら法的に發表してゐないのでございします。死後五十年といふながら、翻譯權

十年たつたものは、これは外国著作権はなしと認めてよろしいということ、を、民間情報教育局が文書で日本人に傳達した現実の例を、私どもは知つております。また外国著作権について、司令部がある国のミッシンに連絡したしまして、今まで五十年でやつて来たが、あなたの方の意見はどうか。それは日本著作権法通りでよいのか。だというミッシンの回答があります、そのあくる日から、日本著作権法通り死後三十年ということをやつてみたり、具体的な外国著作権の内容が、日本政府や日本の法律と無関係に、がらがらかわるというようなことがございまして、日本の一般出版者や民間人も、何のことかわからぬというようなことを私語していたという事実がございします。とにかく、司令部としては、何らかの漠然たる一つの民間に対する直接管理をいたしまして、それで日本人は、そうしなければ許可がもらえないのですから、事実上日本の著作権法によれば、切れたような外国著作権について契約を結んで、翻訳、出版したということは事実でございます。しかし、平和條約の発効によりまして、もちろん真珠湾の前に翻訳十年の期間が切れたというふうなものは、当然主権回復後は外国著作権の権利は認めないでよろしいという状態になっております。そういうふうな状態になつて、たとえば、真珠湾の前に翻訳権の十年の期間が一ぺん来て、日本の法律から言ふと、切れているというふうなもので、占領期間中は、日本人は事実上契約を結ばせられていたケースが多いのであります。しかしそういうものは、主権回復と同時に、平和條約により、

連合国との間では当然だけれどもこれは翻訳出版することが自由である。外國の翻訳權を認める必要なしという法律狀態が実現いたします。従つて、そういう性質の外國の著作物について、占領期間中に契約を結んだばかりに、その人は当事者間の契約に基いて著作權の使用料を外國に拂わなければならぬというような關係になりますが、そういう契約を結んだ人は、日本の平和條約の発効によつて、第三者一般は契約を必要としない、印税を拂うことも必要としない、自由になつたのに、占領中の特殊の事情によつてこういう契約を結んだばかりに、主權回復後自分だけが不利な目にあうのは不合理だ。従つて、この契約は將來に向つて無効として扱つてもらいたいとか、そういうような交渉を当事者間において起す、そうしてその了解をとりつけて、第三者一般と同じく、印税の支拂い義務というようなことを將來に向つてななくしてもらうというのが、日本人側のとるべき態度だと思ふのであります。そういう日本人側の活動に対して、日本政府はあらゆる過去の事情を説明してお力添えをいたしたい、こういうふうに考へている次第であります。

○浦口委員　ただいま承つたことによつて、私新しい發見をしたのですが、この三十年、五十年の問題は、結局當時の司令部の直接行政によつてやつたものであつて、當時も、現在においても、文部當局はタッチしていない、または責任がない、こういうことに解釈していいと思うのです。ところが、直接行政によつても、これは日本國民の權利義務に非常に大きな實際の影響を与へているという事実から見ますと、

これを政令あるいは、特例法で當時合法化してやらなかつたことは、憲法違反にならないか。そういう点に対して、文部省はどういうふうに考えるか。

問題になつておりますが、これについて少し長くなりますが、説明申し上げます。外国の出版物を翻訳し、あるいは音楽を演奏する場合には、著作権者の同意を得なければならないといふ、死後五十年を経なければならぬといふ、こういうふうなG H Qの意思が出たのを、来たのは、昭和二十一年の暮れでございます。文書の形でそういう方針が私たちの手に入つたのは、昭和二十四年の暮れごろだと考えております。これは翻訳につきましては、出版協会とC I Eとの話し合いによつてできたものと聞いております。その政策が具体的に現れたのはいつであるかは明白になつていませんが、少くともアメリカ出版物の翻訳について入札を行われた二十三年の六月には、その方針が具体的にになつていたものと解釈します。そしてそのG H Qの方針が、民間において一つの既成事実となつて現われて来たのであります。しかし、それは国民一般に普及徹底いたしませんで、ある出版社、ある翻訳業者の間には、なお日本の法律によつて出版し、翻訳しておるものもあるわけであります。それについて、G H Qとしましては、その間に、政策に反するものと考えたのでございましょう。昭和二十三年の八月一日に、政府あての覚書が来て、それには一通のリストがついてございまして、それには日本の出版社の名前をあげ、そこから出ている翻訳書の名前を、百点近く載せておりまして、これがG

H Q の許可を得るという方針に反しているから、日本政府は一〇%以上のロイアルティ——罰金をとることというふうな覚書でございました。しかし、日本政府としましては、G H Q の許可を得なければならぬ、こういうふうなことを日本の政府の責任において国民に周知させておりませんので、どこまでも、これらリストに上つておる分については、著作権法の建前においてやる、こういうようなこともつて G H Q と交渉し、その百点近い書籍は、ほとんど日本の著作権法からいえば権利侵害になつていない、こういうふうな建前を通して、その覚書の G H Q の方針を、日本の法律の立場から阻止したのであります。その後八月三十一日に、引き続きしてそういうふうな覚書の書物の名前が上つて来ましたので、政府としては従来の方針をとつて、これは日本の法律でやる、政府は、死後五十年以前のものは G H Q の許可を得なければならぬということを、国民には教えていない、政府がこれを取扱いにくいことはできないという立場を堅持いたしまして、それは著作権侵害じやない、こういうふうな持つて行つたわけでありまして、ところが、たゞ昭和二十五年に入りまして、学校の教材につきまして、やはり G H Q の許可を得ないで出たものがあつたようでございます。それについて、G H Q の方としては、何らか文部省が G H Q の許可を得るような方針をとつてみたらどうか、こういうふうな指示があつたわけでございます。しかし政府としては、その G H Q の承諾を得なければならぬという政策は、すでに民間との間に

既成事実となつてゐることであつて、いまさら政府としては屋上屋を重ねる必要はない、こゝういふふうにつつて行つたわけでございます。再三交渉の末、GHQのその行政を知らせてほしい、こゝういふふうなことでございまして、教育委員長及び地方長官に対して、次官連騰の形で、GHQの許可を得なければなりませんよ、こゝういふふうなものを出したわけでございます。その後二十五年に引続き覺書が出まして、GHQの許可を得なければならぬといふ、こゝういふふうな処置をとれといふやうなものが来ましたので、その際も、政府としましては、すでにGHQの許可を得なければならぬということとは既成事実となつてゐるので、いまさら業者に対して屋上屋を重ねるやうな方法をとる必要はない、日本政府は、どこまでも日本の法律によつて、また條約によつて処置したいのだ、こゝういふふうにながらつたわけなんです。何らかの形で、一般業者にも教えようといふことで、GHQへ、こゝういふふうな形のをやつておりますといふことを、やはり局長通牒で出したのでございます。その後もやはりその許可を得ないで出して来たものもございします。しかし、それについてやはり政府も調査は命ぜられましたけれども、この局長通牒は、GHQの行政を、日本政府は日本政府の法律あるいは諸條約の立場から、国民の著作権使用状態を見るのであつて、それについては、やはり不法行為とは思はないといふことを、繰返しGHQに言つてゐるわけでありました。

○浦口委員 これは四月二十四日の参議院の文部委員会における柴田課長の答弁にも関連するわけですが、占領下において、日本の著作権使用者に一部違反行為があつたという事は、これはわれわれも認めていいと思つております。しかし、それによつて考えられることは、こちらにもそうした過誤があつたのだから、どうも司令部の意向を業者というか、使用者に押しつけたというふうな感じが非常に強い。もし、司令部の方の意向が不確定だということであれば、これは向うに責任があると思つて、司令部がほんとうに確信を持つて指令を出すならば、その当時においてが政令を出すとか、あるいは日本著作権法の特例法を設けるとか、こういう正当な措置があつてよかつたと思つて、もしそうした政令が出されるということになつて、それが不当なものであるならば、これは当時としては国会の権限以外でありませんが、それは不当であるという輿論が当然起きたと思つて、ですから、これはわれわれも非常に懸念を考へると、そうした輿論の反響をおそれて、何か司令部関係の一部業者の非常有利なように事を運ぶために、文部省が正式の手続をとらず、通達というふうな形でGHQの指令の実施を暗に支持し援護した、こういうふうな感じがあります。われわれもそうした疑念を事実の上に聞いているのであります。もちろん、これは聞いてゐることでありますから、今それがはたして事実かどうかという事は、断言はできませんが、連合国側のいわゆる著作権の代理業者の一部については、私はあまり好ましくないことを聞いているのですが、そ

うしたことに對して、今文部省は、業者の一部過誤があつてそれを追究されたのだから、マ司令部の意向はそうした正式の政令その他によらないで、こちらにも過誤があつたのだからというふうな弱みを感じて、こうした合理的ならざる方法をやつたことが、今非常に不明朗なものを残しておるのだ、というふうなことを考へるわけですが、いかがですか。

○柴田説明員 ただいま説明申し上げましたように、これを通達で出しましたのは、どこまでも日本の業者を守るためでございます。これを政令であるいは法律にするということは、いわゆるGHQの行政を日本政府が責任を持つてやることになりまして、また諸條約において日本が留保している有利な條件をどういふふうにするかという点も、かかつて非常に重要な問題でございます。これを政令あるいは法律にするということは、戦争中の不当な契約の破棄ということを申し出ておられますが、これがもし法律や政令になつておりましたらば、政府はそういうふうな形でたまたま、これを通達という形で出しているから、私たちが当時予期したような状態が出ておりましたも、現在そういう契約の破棄、拂つた金の返還というふうなものに對して、政府としても処置のしやうい段階になつてゐる、こういうふうな私たちが解釈してゐるのでございまして。なお、そういうふうな業者の利益を考へるという点、それからこれを法律にすることは、條約関

係あるいは独立後の日本に對して、非常に悪い状況を残す、こういうことを考へまして、通達で形にしておいたのであります。

○浦口委員 その見解は、ちよつと違ひなものです。法制局にもいろいろ聞いてみたのですが、戦争中の著作権に關しては、政令の二百七十二号の翻訳権の問題、これは講和発効とともに廢棄処分になつてゐる。ですから、政令が出ていても廢棄になつてゐる。もちろん、私契約は残ります。しかし、ボ政令でやつておいたから講和後も非常に不利な事態を招来する、だから通達という形でやつておいたという理論は成り立たないと思つて、どういふ根拠においてやつたことでも、私契約そのものは残ります。どうもその点、私は文部省の考へ方はおかしいと思つて、しかも占領下において、いわゆるデイレクティブというもののなれば、これは相當強硬なものになるが、メモランダムあるいはサセステションというものに對しては、国会その他の機關も、それが不當なものであるれば、相當抗議をして是正させた例もたくさんある。これは文部省も御存じです。ですから、真に日本の著作権使用者の利益を守るために、そうしたことに對して、これが不利なものであるならば、もつと司令部に強い態度で交渉すべきであつた。しかも、先ほどのお話によれば、司令部の意向がしよつちゆう浮動であつたといふことをお聞きして、その点たいへん遺憾に思つてゐます。しかも、三十年を五十年にしなければならぬといふことを使用者に印象づけたことも、文部省の通達が非常に強きいてゐるのであります。これがなければ――

ちろん司令部からのそういう意向はあるにしても、国内法によれば、いわゆるベルヌ規定によつて、著作権の使用は三十年を固執してよかつたわけですが、その後変更されたブラッセル規定は、一九四八年にできたわけですから、これに拘束される理由はないのです。それをこゝろいうメモランダムを重視して、通達という形によつて暗に日本の使用者を拘束したという事実は、はつきりしてゐる。そういう態度は、一部の連合国側の著作権者を擁護したという疑いを受けて、しかたがないのじやないか。もしそういう疑いを残さない、残すことが將來困るというこゝろであれば、もつと強く抗議をしてよかつた。しかもまた、正式な政令その他で出してもらうことを要求すべきだ。そういうことであれば、私は私契約そのものはこゝろで論議をしません。それは法制局に聞かして、いかなる形においても私契約そのものは残るというこゝろを、確認しておりますから、それを今こゝろであらためて論議はしません。少くとも文部省の処置に對しては、利益、不利益を別にして、講和発効とともに踏み切りがついた、解決がついてゐたのではないかと、そういうふうな考へるのですが、その点もう一度伺つておきたいと思ひます。

○柴田説明員 GHQの政策に對して、文部省が日本の法律を守るために、最後まで努力したのでございまして。先ほど御説明申し上げましたように、日本の代表的な出版物に對して、その利益を保護するといふこともありましたけれども、やはり当時の状態からいつて、通達でGHQの行政を

支持せざるを得なかつた状態になつたのであります。なお先ほど、一部連合国人の業者のためになつてゐるのではないかと、こゝろでございすけれども、私たちは、具体的にそういうふうなことを聞いておりませんし、もし具体的に浦口委員のこゝろに例がございしましたならば、私たちが研究したいと思ひますが、いまだかつて政府が一業者のために働いたといふことはございせん。

○浦口委員 文部省としては、たいへん辛い立場であり、その当時は、相馬マ司令部に抗議を申し込んだという事は、率直に認めていいと思つてゐますが、文部省としては、どうしても一段考慮すべき点が必要であつたことは認めざるを得ない、そう思つてゐるわけでありまして。

○竹尾委員 本日はこれにて散会いたします。

午後一時三分散會

〔参照〕
図書館法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

七

昭和二十七年六月十一日印刷

昭和二十七年六月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁